

- 電波法施行規則第三十三條の規定に基づき無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成二年郵政省告示第二百四十号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>一～二（略）</p> <p>三 施行規則第三十三條第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作は、次のとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる無線設備の外部の転換装置の技術操作</p> <p>（一）（二）（略）</p> <p>（三）昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）第一項第一号に規定するレーダー（<u>法第四条第二号の適合表示無線設備であつて、電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。</u>（四において同じ。）</p> <p>（四）<u>第一項に掲げる無線局、施行規則第三十三條第六号(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備又はレーダーであつて、無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年八月九日総務省令第一一九号。四において「平成十七年改正省令」という。）による改正前の設備規則の条件により法第三十八條の二の二第二項に規定する技術基準適合証明若しくは法第三十八條の二十四第一項に規定する工事設計認証又は法第三十八條の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認により平成二十九年十一月三十</u></p>	<p>一～二（略）</p> <p>三 施行規則第三十三條第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作は、次のとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる無線設備の外部の転換装置の技術操作</p> <p>（一）（二）（略）</p> <p>（三）昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）第一項第一号に規定するレーダーであつて、<u>法第四条第二号の適合表示無線設備であるもの（電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。）</u></p>

日までの間に平成十七年改正省令による改正前の設備規則の条件により表示が付されたものであつて、平成十七年改正省令による改正後の設備規則の条件に適合したもの（電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。